

第二次世界大戦以前の日本のリゾート(外人避暑地¹⁾)について
On Summer Resorts(for foreigners) in Japan before WW

上田 卓爾
Takuji Ueda

キーワード：リゾート開発(形成)、日本の「避暑」思想、外国人宣教師、比叡山、軽井沢、高山、野尻湖、雲仙・別府、主要外人避暑地代表者会議

1. はじめに

近年、北海道のニセコ、長野県の白馬など、外国人もしくは外国資本によるリゾート開発がさかんに行われている。しかし、こうしたリゾート開発(もしくは形成²⁾)は外国人宣教師の手によってすでに明治時代から行われていた。

本研究は、外国人による日本のリゾート開発(形成)に着目し、第二次世界大戦以前の外人避暑地と呼ばれた日本のリゾートの実態と、こうした外人避暑客に着目した戦前の日本のインバウンド・ツーリズム政策がどのようなものであったかを解明することを目的としたものである。

先行研究としては、避暑地・別荘地に関するものや、長野県野尻湖畔の野尻湖国際村に特化したものがいくつかあるが、本研究ではまず、通説となっているかの如き、「日本における『避暑』は外来、特に明治期に輸入された思想である」との説の検証をおこない、次いで重要度が極めて高いにもかかわらず先行研究からは欠落している、

外国人宣教師によって形成された日本最初のリゾートといえる、**比叡山テント村**、

軽井沢とほぼ同時期に形成された**宮城県高山外人避暑地**(現、高山外国人避暑地)、

外国人宣教師によって形成されたものではないが外国人避暑客で賑わった雲仙等の九州地区のリゾート(避暑地)を軽井沢・野尻湖に含めることにより、第二次世界大戦以前の日本のリゾート(外人避暑地)の全貌を明らかにした。なお、リゾートについてはその性質上避暑地、避寒地の両方が含まれることは自明の理であるが、現在のところ、日本における外国人による避寒地としてのリゾート開発(形成)の例が戦前には見られないため、本稿においてはリゾート＝避暑地として取扱うものとする。

2. 日本の「避暑」思想について

(1)従来の知見：日本のリゾート史に関する研究は極めて少なく、しかもその根底にある「避暑」思想については、次のような共通点があるように思われる。つまり、伝統的な日本の「避暑」とは、納涼・夕涼みといった形で場所を変えずに行われる、一種の行事に過ぎないとし、外国人によってもたらされた“summering”が、転地して涼しい空間で過ごすという形から、暑さを避けるという意味で「避暑」と翻訳され、西洋文明への憧れから日本人がそれを新思想として模倣・受容するようになったというものである³。

後述の Arthur Lloyd(ロイド)も、日本人が軽井沢に出かけるようになったのは、西洋人がリフレッシュして避暑から帰って来るものだから、従来温泉なしの夏の山岳リゾートなど考えもしなかったものが、偏見を改めたのだ、とも書いている⁴。きわめて西欧優位的な考え方であるといえる。しかし、「避暑」という言葉は、次の用例のように日本に古くから存在するもので、明治時代の新思想の受容から生まれた翻訳語とはいえないものである。

(2)日本における「避暑」の歴史的用例：

日本書紀卷第十一に仁徳天皇三十八年(西暦 351 年)の項に「秋七月、天皇與皇后、居高臺而避暑。時每夜、自菟餓野、有聞鹿鳴。」(秋七月に天皇

と皇后と、高臺たかどの ましに居まして避暑あつきことむさりたまふ。時に毎夜菟餓野よなよなとがのより、鹿の鳴聞かのお

ゆること有り。)これは夕涼みの形式であろう。

②文華秀麗集(弘仁9・818年成立)に

嵯峨院納涼探得歸字應製一首 巨識人

(嵯峨院の納涼。探りて「歸」の字を得たり。應製。一首 巨勢識人)として、

君王倦熱來茲地。茲地清閑人事稀。

池際追涼依竹影。巖間避暑隱松帷。

千年駁蘚覆措密。一片晴雲互嶺歸。

山院幽深無所有。唯餘朝暮泉聲飛。

(君王熱あつけを倦こみ茲ところの地に來たまふ、茲の地清閑にして人事稀らなり。)

(池きしの際に涼しきを追ひては竹影に依り、巖あつけの間に暑あつけを避けては松帷しょうゐに隠る。)

(千年の駁蘚きぎはし措しげを覆ひて密く、一片の晴雲嶺を互りて歸る。)

(山院幽深にして有る所無く、唯餘すは朝暮あしたゆふべに泉聲飛ぶのみ。)6という詩があり、嵯峨天皇が京都嵯峨大覚寺付近にあった離宮に納涼をされたことがわかる。これも移動は近距離であった。

大江匡房談・藤原実兼筆の『江談抄』(1108年頃成立)第二・(四三)「忠文炎暑之時不出仕事ただふみ(忠文炎暑のときに出仕せざる事)」に、「又云、忠文、秋冬者勤陣直夙夜匪懈、炎暑之時請暇、向宇治別業以避暑為事、或時被髮浴于宇治川云云」(また『忠文秋冬は陣の直ちんとのみを勤む。夙夜懈怠せず。炎暑の時は

暇^{いとま}を請ひて宇治^{うぢ}の別業^{べつげふ}に向かひ、暑さを避くるをもつて事と為す。ある時

は、被髪^{ひはつ}して宇治河^{かはあ}に浴みす。』と云々。」⁷とあって藤原忠文(貞観 15・873～天曆元・947)が夏季休暇を取って、宇治の別荘で避暑をしていたことが記されている。また、その過ごし方も髪をほどいて宇治河で水浴をしていたというのである。

宇治拾遺物語(13世紀初頭成立)の序に(源)大納言隆国(寛弘元・1004～承保 4・1077)が「年たかうなりては、暑さをわびて、いとまを申て、五月より八月までは、平等院一切経蔵の南の山ぎはに、南泉房と云ところに、こもりみられけり。」⁸とあって、やはり、宇治の別荘で夏季休暇を過ごしていたことが記されている。

続後撰和歌集(建長 3・1251 年成立)巻第四に「崇徳院御時、泉辺避暑といふ心を人人よみ侍りけるに、
按察使公通
『こけのむす いはかげし水 そこきよみ したには夏もかよはざりけり』⁹とあり、和歌の題としても使われるものであった。

湯浅常山の「文会雑記附録」に、
「一 本藩中原ニ、烈公ノ遊覧ノ所アリ。中原ハ旭川ノ側ニアリ。夏日避暑ニ至リ給フ故、ナヌシノ家ニ幕ト幕クシ(申)ヲ預ケサセ玉ヒテ、至リ給ヘバ幕ヲウチ、毛氈ヲ蒿菜ノ上ニシキテ、行厨ヲ喫シ給フ。今カノ所蒿菜数丈間ニ牛馬ヲ放カハズ、里民コレヲ敬セリ。召伯甘棠ノ昔モカヽルコトニコソ。」¹⁰と池田光政(慶長 14・1609～天和 2・1682)が避暑を行ったことが記されている。移動距離はこれも短い。

以上の用例の他に、俳句歳時記にも「避暑」の考証として、『増山の井』(寛文 3)に「涼すずし」の傍題として所出。『滑稽雑談』(正徳 3)に「避暑会」、『線車大成』(寛政 11)に「暑を避くる」と掲出。¹¹と記されている。このように「避暑」という言葉そのものが古くから日本に存在していたのであって、外国人が持ち込んだ *summering* を「避暑」と翻訳したとする説は根拠が薄弱

であるといえる。

また、転地して涼しい空間で過ごすという新しい思想の「避暑」は、外国人が持ち込んだように書かれているが、用例③・④のように転地の形式も取られており、これも格別新しい思想と見ることはできない。逆に「宇治は王朝時代の避暑地」¹²と定義づけても良いのではないか。

(3)明治期の新聞記事における「避暑」：上記(2)で「避暑」が明治期以前から用いられていたことを示したが、「避暑」が新思想の翻訳語であるならば、まず涼しい空間を求めて転地する外国人の行動が先行し、日本人の模倣行動がこれに続くことになるのではないか。従来の知見ではそれを証明する資料がほとんど示されていない。本研究においては、明治期の新聞記事から「避暑」という項目を抽出して検証することとした。

日本では、語句による新聞記事の検索が可能なものは、現在のところ読売新聞のCD-ROM版だけであるが¹³、それにより、568件の記事が得られた。それらを分析すると次のようになる。

①最初は明治天皇：明治期で最も早く「避暑」が現れるのは後述のように明治13(1880)年であるが、明治8(1875)年6月18日に、

「此夏ハ暑さを避けたまふために^{てんしさま}主上ハ北海道へ入らせらるゝといふ風説でござります」という記事が出ている。涼を求めて転地、という条件に十分かなっている。

②江ノ島での「避暑」：明治13(1880)年7月4日の記事では、

「相州江の島^{へきしよ}ハ避暑に尤も妙なるより夏時ハ貴顕紳士を始め外國人も多く行れるに付き」とあり、読み方は若干異なるが、「避暑」と認めてよいであろう。この記事からは日本人の方が先行して避暑に出かけているように思われる。

③東大生の「避暑」：明治14(1881)年6月26日の記事では、

「東京大學三學部の各生徒ハ暑中休暇にハ運動と避暑を兼て本所千歳町の地先より大川中洲邊にて遊泳の稽古をされるといふ」とあり、これも転地を伴うものではないが避暑の一例とされている。

④成島柳北の「避暑」：明治14(1881)年9月8日の記事では、

「朝野新聞の成島柳北君ハ避暑のため一昨日伊香保の温泉に趣かれました」

と、まだ「避暑」のままである。

⑤大隈重信から「避暑」：明治16(1883)年7月29日の記事に、

「改進黨の總理大隈重信君ハ避暑の爲め來る三十一日伊香保の温泉へ赴かれる由」とこれ以降すべてこのルビが付されることになる。

⑥少ない外国人の「避暑」記事：明治16(1883)年以前の外国人の「避暑」に関する記事は全18件のうち上記②を含めてわずかに2件(11.1%)であるが、この年以降は若干増加している。明治19(1886)年の全6件のうち4件(66.7%)が外国人の「避暑」であるが、これはすべて外国公使である。このように年によってばらつきはあるが、上記①の明治8(1875)年から上野・軽井沢間の鉄道が全通し、軽井沢に初めて日本人の別荘が建設された明治26(1893)年までの全206件で外国人の「避暑」記事は36件(17.5%)にとどまり、日本人の「避暑」が外国人の「避暑」の模倣であることを裏付ける資料とはいいがたい。

⑦「避暑地」紹介記事：明治24(1891)年7月22日には『新避暑地』と題して、「甲武鐵道開通以來西多摩郡の御嶽山及び八王子在高尾山へ避暑に出掛ける者多くなりしが本年ハ別して登山者多しとの事にて同山の氣候ハ東京より一ヶ月宛遅れ寒暖計も十度位ハ相違し居れりといふ」という記事が掲載されている。2年前の明治22(1889)年の現在の中央線、新宿・八王子間の開通によ

る新たな避暑地を紹介しているのである。

また、明治24(1891)年7月27日と8月3日の2回にわたり、『避暑案内』として避暑地を掲載している。内容は場所、交通案内、旅館が料金も含めて記されている。

霧積温泉(長野県)、修善寺温泉(静岡県)、大山翠浪閣(神奈川県)、房州鴨川(千葉県)、妙義山(群馬県)、榛名山(群馬県)、鎌先温泉(宮城県)、鹿野山(千葉県)、青根鉱泉(宮城県)、大宮公園(埼玉県)、五和村の潮鉱泉(静岡県)、飯坂温泉(福島県)

温泉が多いが、中でも五和村の潮鉱泉については、「国民新聞」平民的避暑に適すと言ふ、蓋し適評なり、」としている。さらに、「宿料の点だけ御覧になれば本社の親切を通りましょう」と低料金であることを強調している。これらの「避暑地」を見ると、特に外国人によって開発されたところではなく、いかにも当時の平均的日本人の分にあった避暑地が上げられており、外国人からの「避暑」受容説には賛成できかねるものがある。

3. 外国人宣教師と避暑(リゾートの形成)

(1) リゾート地の嚆矢、比叡山テント村：外国人が開発したリゾート(避暑地)の始まりは比叡山のテント村だとする説がある。

『明治四年(1871)に来日して神戸と三田を拠点として宣教や教育にたずさわっていたジェローム・D・ディヴィスという人が、八年に新島襄の片腕として同志社英学校の創設に参画するため京都に移り住んだ。ところが神戸とはちがい盆地である京都の夏の暑さに閉口してしまった。同志社では外国人教師の数が多くなってきたが、家族を連れて神戸近くの有馬あたりまで旅行するには費用がかさんだ。ディヴィスは幼い頃父を助けて開拓に従事したことがあったが、その経験をいかして町から遠くない比叡山の平坦部にテント村をつくる計画を立てた。比叡山の七、八合目にあたる黒谷というところにサマー・リゾートが備えるべき清水、繁茂した樹林そして低い気温などの条件をみだす平地を見出したディヴィスはここに同志社の外国人教師とその家

族が夏を過ごすためのテント村をつくった。やがて阪神在住の宣教師たちも来るようになり、十九年頃から何年間かはこのテント村に百人を超す住人がいたといわれるが、大正末期には小さな木造の家屋がわずかに残っていたに過ぎなかった。この避暑地から人が遠のいたのは軽井沢が開かれたためだった。』¹⁴(下線部は上田による)

参考資料の出典が明らかにされていないため、別途現存資料に基づいて調査したところ、この説は下線部の修正が必要であることが判明した。

初めての比叡山キャンプ：J. D. Davis(デイヴィス)が来日したのは明治4(1871)年12月で、伝記によれば翌明治5(1872)年から明治7(1874)年まで夏は有馬で過ごしたことが記されている¹⁵。特に明治6(1873)年には娘のために有馬に牝牛を連れて行ったと記されている。デイヴィスが京都に移り住んだのは明治8(1875)年の10月であるので、同年の京都の夏は体験していない。比叡山に登ったのは翌明治9(1876)年であり、同行したのは彼の家族(妻ソファア、長女クララ、次女ジュヌヴィエーヴ、長男J.マール、同居人アリス・ストークウェザー)だけであった。

これに関して、同志社から次のような文書が届出られている。

「外国教師旅行御届」

一 米国教師 ジェー デー デビス
三十八年七ヶ月

右者同志社雇入之教師ニ御座候テ上京第十一区仲筋通華族従四位柳原前光殿屋敷を借受入置候処此度同志社停業ニ相成炎暑中健全之為家族引連れ明後十日より比叡山ニ遊行仕兼テ外務省ヨリ受取候比叡山行免状認有之日限当七月一日ヨリ来九月卅日迄往復可仕且家邸之義ハ家僕差置留守可被致候間此段御届申上候以上

明治九年七月八日

上京第二十二区新烏丸頭丁四十番

新 島 襄

京都府権知事 榎 村 正 直殿

(上欄に次の通り家族の名と年齢が記されている。

デビス	三十八年七ヶ月
妻 ソファイヤ	三十二年十一ヶ月
クラハエス	四年五ヶ月
ジェーザーブダブリウ	二年五ヶ月
息子 ジェーモルハ	九ヶ月
厄介 アレスジェーストクウヅル	二十六年十一ヶ月) ¹⁶

明治7(1873)年に「外国人内地旅行允準条例」(いわゆる「内地旅行規則」)が制定され、翌年「外国人内地旅行免状」制度が始められたのであるが、旅行免状のみならず、このような届けが必要であったことがわかる。

さて、キャンプについては、伝記によれば、やはりテントを張っている。(場所については後述のように比叡山の北谷、「弁慶屋敷」の古跡となっている。)さらに、比叡山の僧と若干のトラブルを起こしている。全山比叡山の境内だから退去するように、との僧の通告を拒否すると、次は村長を連れて退去を迫り、それも拒否されると滋賀県庁の役人まで登場する。結局、別の老僧に謝礼を約束して境界線を教えてもらい、10メートルほどテントを移動させれば境内から外れることが判明し、県庁の許可を得て、僧らの拒否にもかかわらず水も確保している¹⁷。

罰金壹円五拾銭: キャンプ2年目にあたる明治10(1877)年にはラーネット博士の一家も同行しており、その際、テントを張るだけでなく、仮小屋まで建設してしまったようで、これにつき、次のような詫状を府知事宛に提出しており、罰金壹円五拾銭を支払っている。

「御断書」

敝社雇入米国教師ジェーデーデビス、デーダブリュー、レール子ド両氏去夏中家族引連レ避暑養生之為天幕ヲ以テ叡山ニ登リ炎暑中止宿可仕由私方迄申通候付私義彼等之遊行ハ御管内ヲ限候故別段御届ニ不及ト相心得候儘打捨置候処先般土木掛ヨリ右之義に関リ御尋有之候付勘考仕候ニ私義御許可モ不經シテ彼等ヲ差許シ官地ニ侵入天幕ヲ張候耳ナラス仮小屋ヲモ

立止宿為致候段不都合之至何トモ申訳無之奉恐入候次第ニ御座候依而乍延
引此段御断奉申上候已上

明治十一年一月十一日

上京第廿二区新島丸頭丁四十番

同志社々長 平民 新 島 襄印

前書之通申出候ニ付仍テ奥印仕候以上

右町戸長 中 川 安修印

〔朱〕

〔違式第十条及ヒ第廿条ニ違背スル者ニ依リ贖金壹円五拾錢ヲ徴ス〕

一月十五日此金出セリ

〔朱〕

〔上納済〕

京都府知事 横 村 正 直殿¹⁸

これによれば、前年提出した「外国教師旅行御届」を提出し忘れたようである。(違式とは違式註違條例のことであり、現在の軽犯罪法と考えればよい。その第十条は『往来又ハ下水外河中等へ家作并孫庇等を自在ニ張出シ或ハ河岸地余地等へ願なく家作する者』で、デイヴィスとラーネットの仮小屋の設置の行為がこれに抵触する。また、第二十条は「外国人を無届にて止宿せしむる者」で、新島の外国人教師旅行届の提出忘れがこれに抵触すると見てよいであろう。翌年の 30 坪を 3 ヶ月借用して 90 銭だったのに比べると罰金 1 円 50 銭はかなりの高額であるが、同條例第一条に「違式の罪を犯す者ハ七十五銭より少からず百五十銭より多からざる贖金を追徴す」とあり、第十条・二十条と 2 条に抵触しているのでこの金額もやむをえないであろう¹⁹。)

正式キャンプ、いわゆるテント村の開設：明治 11(1878)年からは前年の無届に懲りたか、次のような官地借用の届けを提出している。従って、この年からが正式な夏期キャンプ、比叡山テント村の始まりと言えるであろう。

しかし、民有地ではなかったため、つぎのように様々な届が必要となった。

「官地拝借御願」

同志社雇入米国教師	ジェーデーデビス	四十年七ヶ月
妻	ソファイヤデビス	三十六年十一月
娘	クラハエスデビス	六年六ヶ月
同	ジェ子ビーフダブリウデビス	四年六ヶ月
男子	ジェーモルハデビス	二年十月
同志社女学校雇入教師	アレスストークウェゾル	二十九年
城州綴喜郡第五区宇治田原封作村		
デビス氏ノ僕	辻橋源助	三十二年
同人ノ婢	源助妻ツ子	三十年

右者当夏中避暑養生之為叡山ニ於イテ天幕ヲ張り滞留仕度旨申出候付別紙
図面之通叡山北谷之内弁慶屋敷之古跡ニ於イテ凡二十五坪程本月二十五日
ヨリ九月二十五日迄三ヶ月ノ間私へ拝借被仰付右教師之家族并ニ女教師一
人僕婢共右場所ニ滞留之義御差許被下度奉願上候若シ右之義御差許ニ相成
候ハ、私義精々申付ケ天幕之外決シテ仮小屋ナリトモ不相立且樹木等ヲ一
切傷害為仕間敷候間可相成義ニ御座候ハ、右之義御許可被成下度此段奉願
上候已上

明治十一年六月十一日

上京第廿二区新烏丸頭丁四十番

同志社々長 平民 新島 襄印

右之通申出候ニ付奥印仕候以上

戸長 中川 安修印

京都府知事 榎村 正直殿

[朱]

[書面聴届候条地料之儀者壹ヶ月壹坪ニ付金壹錢之割ヲ以上納可致事

但該所滞留中人民江教法ヲ施スコト不相成候事

明治十一年六月] 20

これに続いて旅行届を提出している。

「外国教師叡山行御届」

同志社雇入米国教師

上京第十七区上長者丁烏丸西へ入ル南

側五百九十二番寄寓

	ジェーデーデビス	四十年八ヶ月
妻	ソファイアデビス	三十七年
娘	クラハエスデビス	六年七ヶ月
同	ジェンビーフダブリウデビス	四年七ヶ月
男子	ジェーモルハデビス	二年十一ヶ月

城州綴喜郡第五区宇治田原封作村平民

僕	辻橋源助	二十九年(ママ)
婢	同人妻ツ子	三十二年(ママ)

右者本年二月二十一日ヨリ京第十七区烏丸西ニ入元浄華院丁一(ママ)番地南
側に寄寓在候処本日ヨリ私義拝借被仰付叡山北谷弁慶屋敷ノ古跡へ罷越シ
当夏中止宿可仕候間此段御届奉申上候

上京第廿二区新烏丸頭丁四十番

七月四日 同志社々長 平民 新島 襄

京都府知事 榎村正直殿

〔上欄〕

〔アレズストークウェゾル

右女教師ノ届モ此文例ニナロウベシ] 21

ところが、二十五坪では手狭であったようで、追加借地願を提出している。

「官地拝借御願」

私儀去月中願立去月二十五日ヨリ九月二十五日迄三ヶ月ノ間叡山北谷ノ内
弁慶屋敷ノ古跡ニ於イテ官地二拾五坪拝借仕本月三日ヨリ避暑養生ノ為敝
社傭米国教師ジェーデーデヒス氏家族僕婢并ニ米国女教師アレストークウ
ェゾル氏等右地所へ差遣シ候処二拾五坪ニテハ少シ手狭之儀差申遣シ候ニ
御定規通り地料之儀者御上納可仕候間尚五坪ヲ加増シ合セテ三拾坪程拝借
被仰付被下度此段奉願上候

以上

明治十一年七月九日

上京第廿二区新烏丸頭町四拾番

同志社々長 平民 新 島 襄印

右之通申出候ニ付奥印仕候以上

戸長 中 川 安修印

[朱]

[明治十一年七月九日

聞届候条地料之義者一ヶ月壹坪ニ付金壹錢之割ヲ以上納可致事

但該地官用之節者速返上可致事]

京都府知事 榎 村 正 直殿²²

この「官地拝借御願」と「外国教師叡山行御届」だけではまだならず、借地料の納付に際しても次のような書類を提出している。

「官地拝借地料御採納願」

一 金九拾錢也

右者敝社傭入之米国教師共炎暑中避暑養生之為叡山ニ止宿為仕度奉願去七月二十五日ヨリ本月二十五日迄三月ノ間同山北谷之内弁慶屋敷之古跡三十坪程御聞濟之上拝借仕居候処教師共モ已ニ下山仕候間御定規通一ヶ月一坪ニ付金壹錢之割ヲ以テ三十坪之官地三ヶ月分之拝借料トシテ上納仕候間御

採納之程奉願上候以上

明治十一年九月卅日

上京第廿二区松蔭丁百四十番地

同志社々長 平民 新 島 襄印

京都府知事 楨 村 正 直殿²³

ここまで書類手続きが必要であった。

テント村の発展史：記録を年代順に整理すると、テント村はその後、次のように発展していったことがわかる。

()明治 12(1879)年：ラーネッド博士の家族がキャンプに参加したためか、借地面積は三十坪から五十坪に増加した²⁴。

()明治 13(1880)年：さらに同志社女学校教師パーメリーも加わり七十坪になった²⁵。

()明治 14(1881)年：デイヴィスが病気のため日本を離れたためか、借地に関する資料はないが、新島襄が 8 月 12 日から 18 日まで、8 月 27 日から 9 月 2 日までの 2 回、2 週間比叡山のテント村に滞在したことが記されている²⁶。

()明治 15(1882)年：テント村についての記述はどの資料にも認められない。

()明治 16(1883)年：グリーン、ゴードンの家族も加わり百坪となった。その際、借地願の申請方法が一層複雑化して、7 月 3 日提出の官地拝借願が却下された。従来と異なり、官地付近の八瀬村の借地料を記して戸長の印を押印して願書に添付すること、願書は愛宕郡役所に提出すること、郡役所から官吏が出張して借地の場所、坪数を詳細に調査するので、願書の図面にも詳細に記入することが義務づけられた。そのためか、7 月 9 日再提出した願書に対する決済は 9 月 21 日となっている²⁷。

()明治 17(1884)年：再びラーネッドが加わって二百二十坪になった。なお、この年から「官地」でなく「官林」となっている。地目の変更があった

ためか²⁸。

()明治 18(1885)年：三百二十坪の借用願を出したものの前年と同面積の二百二十坪のみ認可されている²⁹。

()明治 19(1886)年：ベリーの雇人が官林で(恐らく許可なく)立木を伐採したため、挨拶状を出したこと³⁰、およびアメリカン・ボード³¹のジャパン・ミッション第十四年会が比叡山テント村で開催されたこと³²が記載されているのみである。

()明治 20(1887)年：叡山八町谷官林拝借願と同地官林小柴払下願を京都大林区署に提出したこと³³、外国教師が避暑のため七月廿日に叡山に登山したことおよびアメリカン・ボードのジャパン・ミッション第十五年会が比叡山テント村で開催されたこと³⁴が記載されているのみである。

()明治 21(1888)年：アメリカン・ボードのジャパン・ミッション第十六年会が比叡山テント村で開催されたこと³⁵が記載されているのみである。

()明治 22(1889)年：アメリカン・ボードのジャパン・ミッション第十七年会が比叡山テント村で開催されたこと³⁶が記載されているのみである。

テント村の生活：新島襄が明治 23(1890)年 1 月に死去したためか、それ以降、新島の年譜はもとより、同志社の公式資料からは比叡山テント村に関する記述は発見できなかった。しかし、テント村の生活が伺われるいくつかの資料がある。それによると、デイヴィスは『毎春霜が地面から消えると大工を連れて比叡山に登り、キャンプ用の水道設備を修理させるのが習慣だった。腐った竹のパイプを取替え、接合部分は強化し、貯水池は掃除した。キャンプ場の変更や拡大の交渉をするのもまた彼だった。』³⁷

このように伝記には書かれているが、書類上の手続きは新島襄が生きていた際にはすべて彼が行ったものである。その後もこのテント村は参加者が着実に増加し、後述のように大阪朝日新聞の記事によれば、30 家族、とあるから、少なくとも 100 人程度の滞在者がいたようである。

彼等がどのように過ごしていたかについては次のような記述がある。

『それで村長も選ばれ委員も擧げられ、醫藥の事ならベレイ博士など専門家

がつて何の心配もなかった。牛乳をとるには牛が蓄つてあつたし、人夫一日の賃金が十八錢牛肉一斤十五錢の時代で、外人の懷では好き自由が出来たから鶏や卵や牛肉なども心のままに取寄せられ、朝のトーストやハットケーキ、夕の焼肉の香は樹間を縫うて上方に上り、阿耨陀羅三藐三菩提の佛達を驚かしたのである。朝の祈り夕の感謝、或は禮拜或は親睦會の集りなど、この天幕村は一個の理想郷であつた。この村の衰へたのは輕井澤の避暑地が開かれてからである。明治二十年頃から數年間に最も盛な時で同志社の盛衰と並行したのも一奇である。』³⁸

大阪朝日新聞は次のようなルポ記事を掲載している。

『天幕村に着く、村と云つても家はやつと七八軒、其家も柱は天然の杉の樹を屋根は杉の皮を葺き、壁は天幕を張つて家と云ふよりは小屋と云つた方がよく似合つて居る、這入つて見まはすとカーテンの代りには手拭をつぎ合はせたのを掛け、花瓶代りに竹筒や食鹽のあき瓶、本棚やテーブルは總て荒けつりの板の素人細工で間にあはせ。クッションは縮み浴衣地でつくり、額面代りに雑誌から切り取つたポンチ繪が張つてあると云つた風で、實に簡單至極なもの、すべて出来るだけ簡易にし、出来るだけ原始時代に近い生活を營なむことがこゝの村人の理想だと云ふ、この天幕村を三十年以前に始めて開いたのは故同志社大學教授デビス博士で今も村の中央にデビス博士記念禮拜堂が建つて居る(中略) 村人は欧米人許りで、一時は大變繁昌して三十家族を算へた事もあつたけれど、この頃は輕井澤に人氣をとられて昔の賑やかさは見られないが、淋しい方が浮世離れした生活が出来ると却つて喜ぶ人もある、(中略)この村が開かれて間もないある夏此處である婦人がお産をして、(中略)こゝは日中の一番暑い時で温度が八十度位、杉の葉擦れの音、鶯、頬白、かうろぎのなく聲など春夏秋の自然の音樂者のかなでる大曲は人の子のいかなる巧な樂よりも美しく、谷川から竹筒で引いた水はいつも風呂桶に溢れ、附近から氷よりも冷たい清水が湧きでて、避暑地としては此の上もないところ、日本のお方は何故にこんな結構ないゝ所を見逃して、日光だの箱根だの贅澤な所にばかり行きたがるのでせうと彼等は笑つて居た、日用品はどんな重い

ものでも頭に載せて麓から大原女が毎日々々運んで来る』³⁹

現在のところ、これ以降の記録は発見できていないが⁴⁰、この比叡山テント村こそ、日本の近代リゾートの嚆矢といってもよいであろう。(なお、資料の添付図等により、当該テント村が設置されたといわれる比叡山八町谷の現地踏査を試みたが、平坦地はすべて植林されていたことを付記しておく。)

(2)リゾート地の代名詞、軽井沢：日本のリゾートの元祖のように言われる軽井沢であるが、リゾートとしての繁栄は、カナダ人宣教師 A.C.ショウが明治 21(1888)年に別荘を建設したことに始まる。

一般的な軽井沢開発史の始まり：軽井沢の発展史について書かれたものは多いのであるが、資料にばらつきが多く、信憑性に欠けるものが多いことに注意すべきである。

軽井沢の発展のきっかけとなった最初の来訪についても諸説あり、年代については明治 19(1886)年と明治 18(1885)年に二分され⁴¹、ショウ単独来訪説⁴²、イギリス人教師 J.M.ディクソン同行来訪説⁴³、ディクソン先行単独来訪説⁴⁴と様々である。信憑性に欠けるというのは、例えばディクソンの肩書を東京帝国大学教授⁴⁵、東京帝国大学法科講師⁴⁶などと適当に表記していることによる。明治 18 年であれば工部大学校、19 年であれば東京抜きの「帝国大学文科大学校」である。

ショウ、ディクソン以前：この二人より先に軽井沢に滞在した記録としては、

『軽井沢には明治十年頃から外人の姿が見られるようになったが、明治十六年にはドイツ人の医師で大学講師であったドクトル・ジッセ・ラトゲンが各地を旅行しての途中、軽井沢に立ち寄り、三度屋(佐藤又八)に宿をとって一ヵ月間避暑した記録がある。』⁴⁷ があげられる。

これを裏付けるようなものとして、次のような記述がある。軽井沢に滞在はしていないが、軽井沢の名は出てくる。

“ We came to a village, Karuisawa, and took vehicles to Kutsukake, a

place from which I had been recommended to make the ascent of the hill; but I could make out nothing satisfactory here, and went on to Oiwake, a village at a fork of the road, from which the ascent is most commonly made, and put up at a tea-house having an inscription in English over the door “ Hotel for foreigners,” where I was given a good room, and served with a fair tiffin, but found that in some respects the place was objectionable.”⁴⁸

(抄訳：軽井沢という村に着き、沓掛までの乗り物を雇った。沓掛から丘に登ると良いと勧められていたのだが、何も満足できるものを見出せなかった。街道の分岐点である追分まで足を延ばした。そこからのほうの登り道がよく使われている。戸口に「外国人用ホテル」と張り出している茶屋に泊まったが、良い部屋と良い食事を提供された。しかし、いくつかの点からここは不快なところであると感じた。)

明治 10(1877)年の旅行記録であるが、追分に外国人用に英語でサインが書かれた茶屋があったことがわかる。この時代には外国人にとって軽井沢は少なくとも旧中山道の宿場町として認識されていたと思われる。

③アーネスト・サトウの紹介：しかし、ラトゲンやショウ、ディクソンが軽井沢に来訪するきっかけを作ったのはアーネスト・サトウであろう。明治 14(1881)年 2 月発行の、“ A Handbook for Travellers in Central and Northern Japan” (『中央部・北部日本旅行案内』、出版社名から通称マレー (Murray) のハンドブックと言われているが、アーネスト・サトウ執筆である) では軽井沢は次のように避暑地として推薦されている。

『軽井沢へは碓氷峠を越える新道が完成した今、江戸からわずか二日の旅となった。全行程を通して馬車などが使えるのだ。海拔三二七〇フィートという高地に位置しているので夏期は大変涼しく、さらに蚊がいないことも平野部の不快な暑熱を避ける場所としても推薦できるもう一つの理由だ。村には立派な家々が数多くあって良好な宿が得られる。また当地では多様な散策と山登りを楽しむことができる。七月、八月ともなればまだ鎌が入っていない

平原には野花が一面を覆い尽くし南の方角に向かって何マイルも続く。』
訳者の注に、『二人(J.M.ディクソンと A.C.ショウ)もこの案内に導かれて当地を訪れている』と記されている⁴⁹。初版発行から3年目の明治17(1884)年には早くも改訂第二版が発行されているので、こう判断するのは妥当であると言えよう。

④軽井沢の発展：軽井沢における避暑客数と別荘数を一応経年的に表記しているのは軽井沢町誌のみ(軽井沢郵便局調、となっている)であるので、これに基づくと、避暑客数は、明治44(1911)年には日本人1,080・外人888、翌明治45(7月31日から大正元年)年には日本人1,076・外人1,096とほぼ拮抗しているが、大正2(1913)年からは日本人の数が完全に上回るようになり、大正9(1920)年には日本人3,637・外人1,407と日本人が2.6倍になっている⁵⁰。別荘数については邦人・外人の区別がないが、明治21(1888)年・1、明治26(1893)年・14、明治31(1898)年・40、明治36(1903)年・72、明治41(1908)年・136、大正2(1913)年・215、大正7(1918)年・342と急激に発展していった様子が見え⁵¹。

⑤発展の背景(先行地、日光との比較)：上記④から、軽井沢がA.C.ショウらの別荘建設に始まり、避暑客の数も別荘も順調に増加していったことがわかる。その大きな理由は何よりも鉄道の発達であろう。鉄道発展史をたどれば、

明治16年7月28日：日本鉄道会社、上野・熊谷間仮開業。

明治17年5月1日：日本鉄道会社線、高崎に達す。

明治18年10月：高崎・横川間開通。(横川・軽井沢間、鉄道馬車運行)

明治19年8月：直江津線直江津・関山間開通。

明治21年5月：直江津線長野に達す。

明治21年12月：直江津線直江津・軽井沢間全通す。

(明治23年8月：日本鉄道会社、日光線全通す。)

明治26年4月：横川・軽井沢間開通し、高崎・直江津間全通す⁵²。

これがいわゆる信越本線のルートである。

全線開通時の上野・軽井沢間の所要時間は高崎での乗り換え時間も含めて、明治 27 年 10 月現在で 6 時間 30 分であった。所要時間で比較するならば、その時点で日光までの所要時間は 5 時間 20 分である⁵³。にもかかわらず、日光より軽井沢が発展した理由としては、日光では、まず開発に適した民有地が少ないこと、地価の高騰などがあげられる。さらに、各国大使館や皇族の別荘などが中禅寺湖畔にあり、外交官が多いことから、民間人が敬遠した可能性も考えられる。資料によれば、日光の明治 29(1896)年夏の外人避暑客数は「三百餘名あり⁵⁴」となっている。それが昭和 7(1932)年では 63 名⁵⁵となっている。

外国人が集まった理由：従来の研究、あるいは著作物でほとんど重視されていないが、外国人が軽井沢に集まった理由は単なる避暑ではない。また、会議とか知的な会合ばかりではない。もっと切実な問題もあった。Arthur Lloyd(ロイド)の述べるところによれば次のとおりである。

“Grocers, butchers, and other tradesmen from Tokyo go up for the summer, and, greatest boon of all, there is generally a dressmaker’s establishment in the village. Karuizawa’s most numerous summer residents are country missionaries, and missionary ladies from out-of-the-way towns in remote districts, where no other Europeans are to be found, have opportunities of replenishing their wardrobes and re-furbishing their bonnets and gowns, which, being human, they enjoy to the full. Karuizawa is a longed-for oasis in many a lonely life at a missionary outpost, and the two summer months in its fresh, cool air have saved many a man and woman from a mental and spiritual breakdown.”⁵⁶

(抄訳：東京から青果商も肉屋も他の商人も夏をめぐってやってくる。中でも最もありがたいのは仕立屋がいることだ。軽井沢の夏の住人で最も多いのがヨーロッパ人など見ること出来ない辺鄙な田舎町にいる宣教師とその夫人たちである。彼等はここで服を補充したり、ボンネットやガウンを流行のも

のになおすのである。そうした人間らしさを満喫するのである。軽井沢は辺境で布教する者にとっては渴望されるオアシスなのである。そして新鮮で涼しい気候の中で過ごす2ヵ月間は多くの者を心身の耗弱から救うのである。）

比叡山のテント村を始めたデイヴィスの夫人も心労からか船から投身自殺をしている。立教学院総理でもあった聖職者ロイドの非常に穿った見方であると思われる。

ゴルフ場：ロイドによれば、ゴルフができる⁵⁷とのことであるが、軽井沢町誌などによれば軽井沢にゴルフ場(9ホール)ができたのは、大正9(1921)年であるとしている。年代的に合わないので、外国人が自分達専用のゴルフ場を所有していた可能性が高い。

天麩羅耶蘇、休日の強制等：「結束したこれ等米英宣教師は、まづ全町民各商人等に対し『キリスト教徒にならざるものの出入を許さぬ』と強要、全商人等に対し『人は一週間の労を休むに日曜日をも以てし、一生の労を休むには死を以てす』と説き遂に全店舗は日曜日毎に休業した。牛乳、食肉、青果、鮮魚等を営業するものは腐敗等の関係から、表面休業を装いつつも日本人同士の商売を続けていた、この時代は大正十一年頃より三箇年間も続き土地の人々は称して『天ぶら耶蘇』時代といひ、従って日本伝来の敬神崇祖の観念は等閑に付され同地の社寺等は荒廢した。」⁵⁸

尾崎行雄(峯堂)も「治外法権の有った時代には軽井沢の町政は殆ど西洋人の避暑団がやっていた其の頃は避暑団が品物の原価を調べて売値を制限し、又日曜日には休業と云ふ札を掛けさせると云ふ様な事をやって居った。無論強制ではないが、然し云う事を聞かない店へは自然買ひに行くものが少なくなるから、稍や事實は強制に近かったろう」⁵⁹と書いている。

(3)高山、特異な北のリゾート：先行研究が全くないが、ここを抜きにした日本のリゾート史研究はありえないのが宮城県宮城郡七ヶ浜村(現七ヶ浜町)に造られた避暑地、高山である。ここは現在も純粹に外国人のみが居住する避暑地で、野尻湖国際村のような日本人との雑居状態は見られない。仙台駅

から仙石線多賀城駅下車、タクシーで 20 分ほどの「松林に覆われた海に臨む小高い丘」の上にあるリゾートである。

①高山の発見：明治 21(1888)年、当時第二高等中学校(後の旧制第二高等学校)の英語教師であった F. W. Harrell(ハレル)が、身体を悪くした夫人の療養地を探しまわっていたところ、たまたま銃猟に来て高山が適地であることを見出したものである。相談を受けた友人が仙台神学校(後の東北学院)教授の D. B. Schneder(シュネーダー)で、彼がセヶ浜村と交渉してその一帯を借りたのが高山外人避暑地の始まりである⁶⁰。ハレルは米国聖公会から派遣された宣教師(専門は眼科)であったが、東京に診療所を建設する計画が頓挫したために辞任して仙台に来たのである⁶¹。

高山外人避暑地の形成と発展：翌明治 22(1889)年、シュネーダーがハレルらとともに 7 棟の別荘を建設した。同年の軽井沢には 5 棟しか建設されておらず、7 棟になるのは明治 26(1893)年のことであるので、当初は高山の方が別荘地の規模としては大きかったと思われる。

別荘は、「いづれを見ても西洋建てがなく日本式の建物ばかり、赤い屋根、青い屋根の壁造りの建物が一軒も見えない」もので、「四十五年前(明治 22 年)に百圓で建てた」というシュネーダーの別荘の内部は、「頑丈なテーブルに木の椅子、籐椅子、ガラスの花瓶に無造作にさゝれたカンナの花、何所までも簡素な住居である。入口にさがってゐる岐阜提灯も周囲に似合はしい、テーブルの下にはテリア種の犬が主人の聲を聞きながら假睡んでゐる」⁶²と表現されている。

別荘の数は、昭和 7(1932)年には 30 棟⁶³、昭和 9(1934)年には 38 棟⁶⁴。現在の数は 46 棟と書かれたものもあれば 53 棟とするものもあって不明である。夏期滞在者数は、昭和 7(1932)年には、106 名という数字がある。内訳はアメリカ人 86 名、イギリス人 15 名、ドイツ人 5 名。全部内地居住者で青森、仙台在住者が多く、大阪、京都、茨城、兵庫、東京等からも来ており、大部分は宣教師で中学教師も若干名、となっている⁶⁵。昭和 9(1934)年には、「五十餘家族百七十名程の人々で満員の有様」、「仙臺の近所は勿論東京附近遠く

は神戸、大阪、九州からも毎年来る人々もある、今年には上海から来た實業家もある⁶⁶。」宮城縣史でも百五六十人⁶⁷としており、七ヶ浜町誌の三百人⁶⁸は宮城県史を引用しているはずが、誇張に過ぎるものと思われる。

③健康地、高山：

敷地面積は明治 40(1907)年には約 2ha、昭和 16(1941)年には約 4ha となったが現在約 3ha とのことである。場所により、高山・中山・遠山という呼称であったが、ひとまとめにして高山と呼ばれている。娯楽施設としてはテニスコート、徒歩数分で行ける海水浴場(表浜)がある。

医師はいないが、病人になった者はいない。シュネーダー夫人は「松の花粉を浴びると喘息が起こらない。松の花粉、松の放散する生気は身体に良い」と森林浴の効果を説く。牛乳は東北学院の生徒組織「労働會」の出張所が新鮮なものを供給し、野菜は米国から種を輸入し、地産地消を地で行っていたようで、仙台にも出荷していたようである⁶⁹。

宮城県との関わり：宮城県では「昭和 9(1934)年以来毎年 8 月に『国際親善の夕』を開催した。知事夫妻を初め関係部課長夫妻も出席して、世界の平和を語り、音楽を楽しみ、映画に興ずるなど、相互の理解と融和に貢献した国際的の集いであった⁷⁰。」また「別途観光施設として、県は道路の改修・郵便・電信・電話・為替業務を取扱う夏期高山郵便局を設置するなどの利便を図り、快適な避暑地建設に応分の援助を与えている⁷⁰。」としているが、これは後述のように、国際観光局の指導によるものであった⁷¹。

高山開墾合資会社：明治 22(1889)年当初は土地の賃貸借契約であったが、明治 40(1907)年 1 月に七ヶ浜村長とシュネーダー・イーランペ・クックの間で地上権設定が行われた。期間は満 999 年間で、期間中の地代は一時払いで 1,154 円が支払われた⁷²。明治 35(1902)年の浅草の地価が 1 坪 10 円⁷³であったことを考えると地目が山林でもあり、通常の売買価格よりも高かった可能性がある。その後、この避暑地を管理するために、「高山開墾合資会社」が設立された⁷⁴。設立目的は「宮城郡七ヶ浜村花淵に避暑地を經營するため土地開墾の事業其他之に附随する事業」となっている。実際には開墾を行ったわ

けではない。

太平洋戦争の影響：昭和 16(1941)年には日米間の国交が悪化したため、高山開墾合資会社から七ヶ浜村に対し、地上権および動産、不動産を売却する申し出があり、村は総額 6 万円(当時の年間予算 5 万円)で買収することとし、同年 11 月に仮契約、翌年 3 月に本契約を締結した。ところが、敗戦後の昭和 26(1951)年、連合軍最高司令部の民間財産管理局(CPC)が当該契約は日米両国が交戦状態にあった時に成立したもので、「欺瞞強迫によらぬ行為」であることを立証できないとし、日本政府に対し、七ヶ浜村が高山開墾合資会社より買収した全ての財産を返還する命令を出した。これを受けた大蔵大臣池田勇人の命令書により、財産の返還と 1962 年 9 ヶ月余の地上権設定が命ぜられた⁷⁵。登記簿によれば、昭和 26(1951)年 12 月 17 日付で地上権の設定がなされている。

タッカー師のエピソード：立教大学のホールに名を残す H. St.G. Tucker (タッカー)師は「明治 34(1901)年 1 月から年末まで仙台に在任していたが、近くの海岸で水泳を楽しんでいて、突然大津波に襲われ、そのまま波に身をまかせていたら岸から数百米入った水田に打ち上げられたことがあった⁷⁶。」と記されているが、これは同年 8 月 9 日の青森県東方沖地震であると考えられる。当時の仙台で外国人が海水浴のできる場所および岸から数百米に水田があることなどを考え合わせると高山の表浜であった可能性が極めて高い。

(4)野尻湖外人村(国際村⁷⁷)、軽井沢からの脱出：論文も数本あり、資料の読み込み不足による細部の誤りは若干見受けられるものの、成立と発展についての研究はされているといえる。

①野尻湖外人村(国際村)の成立と発展：一般的には Daniel Norman(ノルマン)が大正 9(1920)年に別荘用地を求めて池田万作に取得依頼をしたことになっている。そして用地取得のため、野尻湖開墾合資会社が設立され、翌大正 10(1921)年から別荘建設が始まった。同年 12 戸、大正 12(1923)年には 48 戸、大正 13(1924)年には 72 戸、昭和 2(1927)年には 96 戸、昭和 9(1934)年

には 100 戸と順調に増加している様子がわかる。「信濃町誌」は主要な参考文献のひとつであるが、記述内容に平仄のあわない箇所がいくつか見られる⁷⁸。

②野尻湖開墾合資会社：高山開墾合資会社と同様の名称であるが、機能はやや異なる。高山の場合は地上権の設定による別荘建設であるのに対し、野尻湖では土地所有権付き別荘建設を目的としており、外国人による土地取得が不可能であったことから、設立当初から日本人を社員として登記している。国内の外国人宣教師間で情報交換ができない時代ではなかったにもかかわらず、なぜ高山のシステムを採らなかったかは不明である。

③物価高か形式主義からの逃避か環境か：尾崎行雄(号堂)は軽井沢の物価について、「物価は元は安い方であったが、日本人が殖えるに従って、近年は段々別荘相場と云う様なものが出来て来て、今日のところでは先づ鎌倉辺より少し安いと云う位の程度になってをる⁷⁹。」と書いている。また、田中啓爾も「軽井沢が内地人により次第に贅沢化されて expensive になったため、新に素朴な避暑地を求める外人によって開かれた野尻湖畔、(中略)大戦中および大戦直後のドイツ不況時代は、ドイツ人は生活費の低廉な野尻湖畔に移住し⁸⁰」と述べている。「国際観光」も、『野尻が外人避暑地として今日の地位を持つに至った理由としては、もちろんこの地の地理的條件にもよるのであらうが、一方軽井沢は近年本邦人の避暑に赴くもの多く、物価なども高くなったのでこの事情は外人をして新しい土地をさがさせることになり、この地が選ばれるに至ったのである。これは今後もおこるであらうところの外人のためのサンマー・リゾート関係の微妙な問題の一つであらう⁸¹。』と推定している。野尻湖国際村に関する文献は多くエリート気取りの、堅苦しい風習が広がっていく軽井沢に嫌気がさしたことを前面に出すが、物価の問題がネックになったと考えるのが自然であろう。でなければ『軽井沢からもって来た木造の宿泊所が一〇四軒あって、これは野尻湖開墾合資会社の所有するところとなつてゐる⁸²。』ことの必然性がないことになる。また、形式ばったものとしてティーパーティがあげられるが、後述 5.(4)⑤のように「野尻避暑外

人茶話會」なども開催されていたようである。

太平洋戦争の影響:『いま湖畔別荘地帯に軟禁されてゐる異国人十三ヶ国に及ぶ由 その数五六十ならむか彼等が心事果して如何様ならむ。大風呂敷を背負ひ 峠を越えて農村へ交換にゆく背に腹はかへられずとはいへオーバーなき冬をどうして送る事になるか?⁸³』という具合に、第二次世界大戦中はいわゆる敵国人の収容所替りに使われていたようである。

『昭和八年から事変にはいり、太平洋戦となり政府におかれ敵産管理令の発布により、七十戸は政府所属に帰し⁸⁴、建築物破損甚しく、終戦後政府において以前通り大修復の上、前所有者に返還する⁸⁵。政府、県、都、町村に渉外事務を移管せしめられた。』この時点では 128 戸ほどあった別荘は、日本政府に接収されたものの他は内々の取り決めにもかかわらず日本人に売却されたものもあったようで、疎開先として使用され、それが現在の外国人と日本人の比率が 7 : 3 という内外人雑居形態⁸⁶の原因となっている。

4.海外からの避暑客用リゾート、雲仙、別府: 以上 3.(1)から 3.(4)までの外国人宣教師によって形成されたリゾート(避暑地)とは異なり、海外から避暑客が訪れるリゾートが第二次世界大戦前にはあった。それが雲仙と別府である。

(1)人気リゾート地、雲仙: 「国際観光」によれば、昭和 7(1932)年夏には、「圓安の影響もあって、雲仙におけるホテルのキャパシティは完全に避暑外客に占められ、なほ足りなかつたのである。昭和七年八月中旬の調では雲仙には四八五名の外人避暑客が滞在した。その国籍別は次の如くである。イギリス人 137 名、アメリカ人 74 名、ドイツ人 78 名、フランス人 58 名、ロシア人 14 名、中華民国人 25 名、その他 99 名」という状況であった。

そして、次のように解説されている。「軽井澤、野尻等は先述のやうに本邦居住の外国人が多く來集するのであるが、雲仙はこれ等の地とは反對に、内地居住者は全體の一割であつて、多くは上海、天津、北平、香港等に居住の外國公館乃至會社のクラーク階級の人が來るのであつて、夏期休暇を利用し、

居住の地におけると同額の、或る場合にはそれより安い生活費を以て銷夏せんとするものなのである。

宿泊の設備としては數軒のホテルがあり、日本旅館も大少併せて二十軒を超え、その他にバンガロー式宿泊設備がある。平均滞在期間は三週間⁸⁷。」

(2) ロシヤ人の温泉保養地、別府：「國際觀光」は別府についても次のように述べている。「別府は海岸の砂風呂へ療養の目的で來るもの多く、昭和七年八月中旬において當市の旅館、ホテル等に宿泊せるものが二五名であったが、海岸一帶の地區に二階を間借りしたり、一軒の家を借りたりして居住せるものが多數あって、昭和七年の最多數の時には二百名にのぼったといはれる。これ等は多く上海に居住せる外國人であつて中にもロシヤ人が大部分を占めてゐる。砂風呂の設備についても少し考慮したなら、この地はより多くの避暑外客を誘致し得るのではないかと思はれる。この點はヨーロッパの温泉療養場の療養施設を學ぶがよい⁸⁸。」写真 1 は昭和 12(1937)年に開催された國際温泉觀光大博覽会における別府の砂湯の写真である。

(3) 中国大陸からの九州への避暑客の急増理由：「國際觀光」に掲載されたジャパン・ツーリスト・ビューロー上海案内所(大正 15・1926 年開設)の次のような報告がある。

「今夏(昭和七年夏)ノ日本内地避暑狀況ニ関シテハ旅費、滞在費其他ノ關係ニテ九州以外ヘノ避暑ハ極メテ僅少ナリ。七月中ニ已ニ雲仙ノ各ホテル満員、八月中モ豫約不可能ノ由雲仙ヨリ來電アリ。其ノ後唐津、茂木、小濱、別府等ヲ紹介セシモ茂木ハ間モ無ク満員、唐津モ八月上旬満員トナリ、小濱ハ設備不完全ノタメ好マレズ、又別府ハホテル客室少數ナル上ニ料金比較的高ク汽車乗換不便等ノタメ且又雲仙以外ハ唐津ヲ除キ皆涼シカラズトノ理由ニテ好マレズ、從ツテ雲仙満員ナル限り當地在住ノ安價ナル避暑外客ヲ満足セシムルコトハ困難ナリ。本夏雲仙ニカクモ在支外人ガ吸収セラレシハ左記ノ理由ニ基クモノナリ。

- (一) 日本金安ノ結果往復ノ旅費、滞在費ニ雑費ヲ加算スルモ尚上海市内ノ平常生活費ヨリモ安價トナリシ事
- (二) 長崎、雲仙間ノ聯絡非常ニ良ク婦人子供、老人連ノ家族ニハ最モ適スルコト。
- (三) ホテル料金非常ニ安價ナル割合ニ設備良キコト
- (四) 涼シキコト、温泉アルコト、海水浴場小濱ニ近キコト、運動設備良キコト。

(以下略)⁸⁹⁾

すなわち、為替レートによる旅費・滞在費の安さ、雲仙のアクセスの良さ、多様なレジャー施設のあることがあげられている。この雲仙への外人避暑客の殺到が国際観光局に外人避暑地を核としたインバウンド・ツーリズムの意識を持たせ、各種施策につながったのだといえよう。

5. 外国人避暑地を核とした戦前のインバウンド・ツーリズム諸施策：

昭和 8(1933)年から昭和 17(1942)年まで発行された季刊誌「国際観光」に掲載された、日本国内の外人避暑地についての記事は次のとおりである。これらから第二次世界大戦前のインバウンド・ツーリズム諸施策を窺い知ることができる。

(1) 「本邦における外人避暑地について」⁹⁰⁾：

昭和 7(1932)年当時の外人避暑地をまとめたもので、本研究の出発点となったものである。特に日本のリゾート史研究には欠かせない基礎資料である。

(2) 「雲仙キャンプ」⁹¹⁾：

国際観光局が「約二千五百圓を投じてキャンバス・バンガロー十棟天幕十張を新に購入し、同局及門司鐵道管理局並ジャパン・ツーリスト・ビューロー後援の下に、之を主催者たる雲仙國立公園協會及雲仙觀光協會に貸與して、七月二十日から九月五日迄、四十八日間同地絹笠山麓白雲池畔に、キャンプ場

を開設した。」ことが記されている。上記 4.(1)・(3)で避暑外客を収容できなかったことを考慮して実行された施策である。写真 2 は年次は不明であるが、キャプションには Canvas Bungalows in Unzen, Japan とあるので、実態はこのようなものであったことがわかる。

(3) 「主要外人避暑地代表者會議について」⁹²：

「全国の外人避暑地の当事者が一堂に會し互いに現況を知らせ合ひ又將來の計畫等を談じ合ふ」ことを目的として國際觀光局が主催した會議である。

その背景としては、「近來圓為替安、銀高等の事情により一昨年頃より在支歐米人や支那人が避暑のため吾國に來訪するものが著しく増加した。(中略)避暑外人の増加した原因が何處に在るにせよ、一度得た之等來訪者は永久に失はぬやうにせねばならぬ。圓安や銀高がなくなったとて汝の引くやうに來訪外人が減ったのでは今の悦びも儂ないものになるではないか。」という懸念があったと思われる。

出席者は、北海道廳、宮城縣、長野縣、松本市、安曇村、野尻村、輕井澤町、栃木縣、日光町、山梨縣、神奈川縣、御殿場町、嚴島町、大分縣、別府市、唐津市、長崎縣、小濱町雲仙、鐵道省關係者となっている。

同會議の配布物、「避暑外人ニ對スル衛生、設備、接遇ニ関スル希望事項」には衛生 10 項目、設備 6 項目、接遇 6 項目、その他 6 項目、総計 28 項目が掲げられており、主なものをあげると次の通りであるが、希望事項というより指示に近いものである。しかし、医療機関との連絡や小学児童への外人接遇觀念の鼓吹などは、現在の觀光政策よりきめ細かいものがある。また、上記 3.(3)④の宮城縣の施策はこの「希望事項」に沿ったものであることは明らかである。

(衛生)

一 邦人が外人ニ比シ衛生觀念缺如シテキルトノ感ゾヲ與ヘヌヤウ凡テノ點ニ注意スルコト

一 外人ノ多數來往スル地方又ハ驛ニテハ外人向公衆便所ヲ成ルベク築造ス

ルコト

一 醫療機関トノ聯絡ヲ計リ外人ニ不安不便ヲ與ヘヌヤウニ孜メルコト
(設備)

一 英文ノ揭示標ヲ成ルベク多ク建植スルコト

一 運動、娛樂等ノタメノ設備ヲ設クルコト

ゴルフ場、テニスコート、プール、釣魚場、舟遊場、展望臺、休憩用ベンチ、
映畫又ハダンス用ホール、觀覽用施設等、晝間又ハ夜間ノ消閑設備ヲ設クル
コト

一 一般交通ノタメノ通路ノ改修ヲ計ルト共ニ孜メテ逍遙道路ノ如キ散歩用
ノモノヲ造ルコト

一 小供ノタメノ娛樂ソノ他ノ設備ノ充實ニ意ヲ用フルコト

(接遇)

一 避暑在留外人ヲ待遇スルコトハ廳テ海外ヨリノ避暑外人ヲ多クスル原因
トナル故之ガ接遇ニモ十分意ヲ用フルコト

一 外客誘致ノ觀念殊ニ外人接遇ノ觀念普及ニ孜メラルハコト 殊ニ小學兒
童ニコノ觀念ヲ鼓吹スルヤウ意ヲ用ヒラルハコト 瑞西ガ觀光國トシテ著聞
セルハ同國ノ設備、風光ノ外、外人接遇ノ觀念ガ小學兒童ニマデ徹底セルガ
故ナリ

一 出來ルダケ各種ノ催物ヲナシテ滞在客ノ無聊ヲ慰ムルコト 各種ノ競技、
青年角力、映畫、小展覽會、内外人共同ノ盆踊、避暑祭ノ如シ

(ソノ他)

一 食料品ハ外人ノ嗜好スルモノニツキ良質ニシテ新鮮ナルモノヲ供給スル
ヤウ孜ムルコト

鶏卵、牛乳、肉類、果實、野菜等ハソノ土地ノ氣候風土ヲ研究シ外人向ノモ
ノヲ栽培スルヤウ研究スルコトモ必要ナリ

一 企業熱ニ浮サレ永遠ノ利益ヲ逸スルコトナキヤウ注意サルルコト

(4)「上海より九州へー昭和十年避暑地概観ー」⁹³：

「雲仙を始め加津佐、小濱、唐津その他の主として九州西武地方に於ける避暑地は特に避暑を目的として上海地方から來遊する歐米人を大部分收容してゐる點に於て前記本州各地と大いに趣を異にしてゐる。従つて本邦サンマー・リゾートとしては特殊の意義をもつものであつて、この點に於て観光宣傳上特段の注意が拂はれねばならぬものである。」として、やはり雲仙を中心とした避暑外客の分析を行っているが、その後段で「避暑外人に對する観光宣傳」として昭和 10(1935)年に実施された各種施策があげられている。場所なども限られてはいるが、「避暑外人ニ對スル衛生、設備、接遇ニ関スル希望事項」がよく反映されているといえる。

①長崎醫科大學(現長崎大学医学部)が雲仙において臨時診療所を開設。7月 1 日から 8 月末日まで。(観光宣傳とは別に附記として記述されている。)内科、外科、小兒科共合計、外人 64 人、邦人 198 人の實人員を取扱つてゐる。

②映畫會：

開催地：高山、野尻、唐津、雲仙、加津佐、小濱。

フィルム：16 ミリもしくは 35 ミリ(トーキー)

タイトル：「北日本の漁業」、「竹」、「スポーツ日本」、「コール・オブ・ザ・スノー」、「長良川の鵜飼」、「四季の日本」、「小鳥の生活(富士山麓)」、「奈良と京都」

③運動競技優勝者カップ寄贈

野尻避暑外人綜合競技

雲仙ゴルフ競技

④巡回圖書貸與

野尻及び雲仙に對し八月初旬より九月中旬まで

⑤座談會

八月十六日 宮城縣觀光聯合會に出席

同日 野尻避暑外人茶話會に出席

以上が現在まで得られた資料に基づく戦前のインバウンド・ツーリズム諸施策であるが、その他、宮城県では米・加の外国人女教師の視察団が来日すると、高山の避暑客との交流が行われていたようである⁹⁴。

6.まとめと今後の課題：本研究においては、第二次世界大戦前の日本におけるリゾート(外国人避暑地)を中心に取上げたが、資料が極端に少ないことを痛感した。今後は5.(4)②に見られる国際観光局製作の映画フィルムを蒐集するなど、多方面にわたる資料の集積に努め、戦前の日本の観光政策を総合的に研究して行きたいと考えている。

(注)

1 「外人」は現在では「外国人」の表記が望ましいが、第二次世界大戦前の事例研究であるので、その当時の呼称を用いた。

2 本稿においては「開発」は営利目的、「形成」は非営利目的の意味に使用するものとする。

3 参考文献 1)および 2)

4 参考文献 31)208 頁

5 参考文献 4)403 頁 および参考文献 3)1199 頁

6 参考文献 5)205 頁 および参考文献 3)1199 頁

7 参考文献 6)58 頁 および参考文献 3)1200 頁

8 参考文献 7)5 頁 および参考文献 3)1200 頁

9 参考文献 8)293 頁

10 参考文献 9)335 頁 および参考文献 3)1201 頁

11 参考文献 10)252 頁

12 参考文献 11) 223 頁 富倉徳次郎

13 参考文献 12)残念ながら、編集作業上、内容において「避暑」と認められるものも項目として取り上げられており、純粋に「避暑」なる語だけを取り

出したとはいえない。

- 14 参考文献 13)260 頁 森本真一
- 15 参考文献 20)149～152 頁
- 16 参考文献 15)資料編一 88～89 頁、14)年譜編 156 頁
- 17 参考文献 20)377～378 頁
- 18 参考文献 15)資料編一 90 頁、14)年譜編 170～171 頁
- 19 参考文献 21)6・10・14 頁
- 20 参考文献 15)資料編一 94 頁、14)年譜編 177 頁
- 21 参考文献 15)資料編一 94～95 頁
- 22 参考文献 15)資料編一 95 頁
- 23 参考文献 15)資料編一 95 頁
- 24 参考文献 14)年譜編 189 頁、15)資料編一 95～96 頁
- 25 参考文献 15)資料編一 96～97 頁
- 26 参考文献 14)年譜編 225～226 頁
- 27 参考文献 14)年譜編 266・269 頁 教育編 244 頁 15)資料編一 104～105 頁
- 28 参考文献 15)資料編一 105～106 頁
- 29 参考文献 15)資料編一 731～732 頁、107～108 頁
- 30 参考文献 14)教育編 266 頁
- 31 アメリカン・ボードは、新島襄も後に学んだアンドーヴァー神学校の学生の呼びかけで 1810 年に結成された団体で、アメリカ外国伝道委員会：American Board of Commissioners for Foreign Missions で、通称アメリカン・ボードといわれている。
- 32 参考文献 14)年譜編 288 頁
- 33 参考文献 15)資料編一 745 頁
- 34 参考文献 14)年譜編 411～412 頁
- 35 参考文献 14)年譜編 457 頁
- 36 参考文献 14)年譜編 533 頁

-
- 37 参考文献 20)345 頁
- 38 参考文献 18)202～203 頁
- 39 参考文献 19)
- 40 参考文献 15)通史編第七章「同志社女学校の開校」明治 29(1896)年に比叡山上で宣教師会議が開かれ、総辞職を議決した、という記録がある(『女学校期報 第七号 明治 29 年 12 月』)が、テント村かどうかは明らかでない。
- 41 明治 19 年説は参考文献 22)・24)・25)、明治 18 年説は参考文献 23)・26)
- 42 参考文献 25)
- 43 参考文献 23)・24)・26)
- 44 参考文献 22)
- 45 参考文献 26)36 頁
- 46 参考文献 25)26 頁
- 47 参考文献 25)25 頁、参考文献 23)272 頁もラトゲンについて記しているが医師でなく、行政学者となっている。
- 48 参考文献 27)162 頁
- 49 参考文献 28)中巻 378 頁
- 50 参考文献 22)206 頁、これ以前の記録としては参考文献 12)の明治 37 年 9 月 9 日の記事によれば、同年 8 月には日本人二百六十餘名・在外人別荘在住者四百八十一人となっている。参考文献 23)では明治 44(1911)年は日本人 5,406 人、外国人 6,597 人とするが、あまりにも乖離が甚だしく、信用できない数値である。
- 51 参考文献 22)206 頁
- 52 参考文献 29)8～16 頁
- 53 参考文献 30)39～41 頁
- 54 参考文献 12)明治 29(1896)年 7 月 23 日
- 55 参考文献 45)27 頁
- 56 参考文献 31)208 頁
- 57 参考文献 31)208 頁、golf links と表現されている。

-
- 58 参考文献 22) 223 頁：「鬼畜の仮面をあばく」と題されている。
- 59 参考文献 22)65 頁
- 60 参考文献 33)・34)・37)
- 61 参考文献 35)・36)
- 62 参考文献 37)昭和 9(1934)年 8 月 2 日「風光明媚の高山へ」中
- 63 参考文献 45)27 頁
- 64 参考文献 37)昭和 9(1934)年 8 月 3 日「風光明媚の高山へ」下
- 65 参考文献 45)27 頁
- 66 参考文献 37)昭和 9(1934)年 8 月 3 日「風光明媚の高山へ」下
- 67 参考文献 33)10 頁
- 68 参考文献 34)683 頁
- 69 参考文献 37)昭和 9(1934)年 8 月 3 日「風光明媚の高山へ」下、参考文献 38)では「東北学院の学生が仙台から約 20 キロの距離を高山まで牛を連れてきて売っていたという。」とあるが、ありえない話である。当事者からのヒアリングを鵜呑みにして検証が不足したため、このような記述になったものであろう。
- 70 参考文献 33)10 頁
- 71 参考文献 37)昭和 9(1934)年 8 月 3 日「風光明媚の高山へ」上『縣のお役人達も出来るだけの設備をして此お客様達になほ一層の満足をさせようと言ふのだ』とも記事に書かれている。
- 72 参考文献 34)683～684 頁
- 73 参考文献 40)301 頁
- 74 登記簿には大正 15 年 9 月 6 日設立と記載されている。参考文献 38)は地上権設定と同時に会社設立と記しているが、調査不足である。
- 75 参考文献 34)684～688 頁
- 76 参考文献 32)128 頁
- 77 参考文献 43)42 頁。国際村の名称は昭和 37(1962)年のマッケンジー師頭彰碑が設置されてから当時の長野県知事西沢権一郎の提唱によるものである。一般には呼称は統一した方が望ましいが、学術研究においてはある時期を境

に名称が変更された場合、統一するのではなく峻別すべきであろう。

78 参考文献 44)1088～1089 頁、「史跡・名勝・観光・伝説 1 野尻湖を中心として」ではノルマンの名がなく、『大正 10 年 8 月マッキュラムがマッケンジーに野尻湖を紹介、神山別荘は大正 11 年の夏から、外人の避暑地となったのである。』としている。1110～1113 頁、「2 野尻湖開発の歴史」では『旧神山別荘地地積』として十八町歩(5 万 4 千坪相当)を『大正四年全地積買収済み。同五年から住家建設始まる 最初の建設者、後藤良造氏。軽井沢から移転居住者』とあって、土地買収の時点では日本人居住者がいたことが考えられる。この点についてはどの参考文献にも記述がないが、外国人宣教師の移住に先駆けて日本人の軽井沢脱出組がいたことは非常に興味深い。

79 参考文献 22)65 頁

80 参考文献 22)334 頁

81 参考文献 45)28 頁

82 参考文献 45)28 頁

83 参考文献 46)166 頁、なお、167～169 頁にもスケッチが描かれている。

84 参考文献 44)1113 頁

85 参考文献 44)1113 頁、および参考文献 43)98～100 頁

86 参考文献 42)その 2 1042 頁

87 参考文献 45)29 頁

88 参考文献 45)29 頁

89 参考文献 45)30 頁

90 参考文献 45)27～30 頁

91 参考文献 47)14 頁

92 参考文献 48)24～27 頁

93 参考文献 49)38～42 頁

94 参考文献 37)昭和 11(1936)年 8 月 14.15 日「杜の都へ賑かに 米國から麗人達 女先生の一行十四名」と題して、『高山外人部落のティーパーティーに臨み』の記述がある。

(参考文献)

- 1) 安島博幸・十代田朗(1991)「日本別荘史ノート」 住まいの図書館出版局
- 2) 十代田朗(1996)「近代日本における『避暑』思想の受容と普及に関する研究」 日本造園学会研究発表論文集(14)
- 3) 「古事類苑」(1976)吉川弘文館
- 4) 「日本書紀」上(1967)(日本古典文学大系 67)岩波書店
- 5) 「文華秀麗集」(1974)(日本古典文学大系 69)岩波書店
- 6) 大江匡房談・藤原実兼筆(1997)「江談抄」(新日本古典文学大系 32)岩波書店
- 7) 「宇治拾遺物語」(1990)(新日本古典文学大系 42)岩波書店
- 8) 「続後撰和歌集」(1983)(新編国歌大観第一卷)角川書店
- 9) 湯浅常山「文会雜記附録」(1975)(日本随筆大成第一期 14)吉川弘文館
- 10) 角川書店編(1964)「図説 俳句大歳時記 夏」角川書店
- 11) 世界大百科事典 22 卷(2006) 平凡社
- 12) 明治の讀賣新聞(1999) 讀賣新聞社
- 13) 富田仁 編集(1994)「日本の『創造力』」第 15 卷 NHK 出版
- 14) 新島襄全集編修委員会 編(1983～1992)「新島襄全集」同朋舎出版
- 15) 上野直蔵 編纂(1979)「同志社百年史」学校法人同志社
- 16) 社史々料編修所 編(1965)「同志社九十年小史」学校法人同志社
- 17) 石川芳次郎 著(1930)「同志社五十年史」カニヤ書店
- 18) 青山霞村 著(1931)「同志社五十年裏面史」からすき社
- 19) 大阪朝日新聞(1918)T6.7.24 2 面「★比叡山の天幕村訪問記」
- 20) J. マール デイヴィス著 北垣宗治訳(2006)「宣教の勇者デイヴィスの生涯」学校法人同志社
- 21) 今江五郎 著(1878、2005 復刻)「違式註違図解」国文学研究資料館

-
- 22) 泉喜太郎 編(1953)「軽井沢町誌」 軽井沢町誌編纂会
 - 23) 宍戸實(1987)「軽井沢別荘史」 住まいの図書館出版局
 - 24) 桐山秀樹・吉村祐美・宮下常雄(1998)「軽井沢ものがたり」 新潮社
 - 25) 小林収 1974「軽井沢開発ものがたり」 信濃路
 - 26) 軽井沢文化協会創立 50 年記念誌編修委員会 編(2003)「軽井沢 120 年」 櫟
 - 27) E.G.Holtham (1883) “Eight Years in Japan” Kegan Paul, Trench & CO.,
 - 28) アーネスト・サトウ編著 庄田元男訳(1996)「明治日本旅行案内」 平凡社
 - 29) 鉄道省修史委員会 編(1942) 「日本鉄道略年表」 鉄道省
 - 30) 庚寅新誌社編集部(1894)「汽車汽船旅行案内」 庚寅新誌社
 - 31) Arthur Lloyd(1911、初版 1909) “ Every-day Japan” Cassell and Company,Limited
 - 32) 日本聖公会歴史編修委員会 編(1974)「あかしびとたち—日本聖公会人物史」 日本聖公会出版事業部
 - 33) 宮城縣 著(1955)「宮城縣史 16 観光」 財団法人宮城縣史刊行会
 - 34) 七ヶ浜町誌編纂委員会 編(1967)「七ヶ浜町誌」 七ヶ浜役場
 - 35) 日本キリスト教歴史大事典編修委員会 編(1988)「日本キリスト教歴史大事典」 教文館
 - 36) 大江満 著(2000)「宣教師ウイリアムズの伝道と生涯—幕末・明治米国聖公会の軌跡—」 刀水書房
 - 37) 河北新報(1934～1936)
 - 38) <http://www.kwansei.ac.jp/gakuinshi/TAYORI16.htm>(学院史編纂室便り 16)
 - 39) 別冊東北学編集室 編(2006)「仙台学」 別冊東北学編集室
 - 40) 岩崎爾郎(1982)「物価の世相 100 年」 読売新聞社
 - 41) 西澤倫太郎、安島博幸、遠藤聡、水野雅男(1987)「野尻湖における高原

-
- リゾートの成立と発展」日本観光研究者連合全国大会研究発表論文集No.2
- 42)内山卓太郎、岡村勝司、三浦敦(1992)「野尻湖周辺に開発された国際村・大学村の実態に関する比較研究その1・その2」日本建築学会学術講演梗概集
- 43)荒川久治 著(1990)「野尻湖国際村物語」 信濃毎日新聞社
- 44)信濃町誌編纂委員会 編(1968)「信濃町誌」 信濃町
- 45)国際観光協會(1933)「国際観光」 1巻3号 国際観光協會
- 46)武井武雄(1973)「戦中気儘画帳」 筑摩書房
- 47)国際観光協會(1933)「国際観光」 1巻4号 国際観光協會
- 48)国際観光協會(1934)「国際観光」 2巻4号 国際観光協會
- 49)国際観光協會(1936)「国際観光」 4巻1号 国際観光協會